- 第1条 本会は墨水会と称する
- 第2条 本会は事務所を東京都立墨田川高等学校(以下墨田川高校と略称)内に置く
- 第3条 本会は会員相互の融和と墨田川高校の拡充発展を図るを以って目的とする

第2章 会員および役員

- 第4条 本会は正会員と特別会員を以って構成する
  - 1 正会員は墨田川高校卒業生(東京府立第七中学校および東京都立第七中学校卒業生並びに同年修了者、東京都立第七高等学校卒業生および同併設中学校卒業生を含む)を以ってあてる

但し上記の他かつて同校に在籍した者で、特に本人が希望し役員会の承認を経た者は正会員にすることが出来る

- 2 特別会員は旧七中、七高の教職員および墨田川高校の現旧職員、並びに本会の主旨に賛同し役員会の承認を経た 者を以ってあてる
- 第5条 本会に下記の役員を置く

 会 長 1名
 副 会 長 若 干 名
 幹 事 長 1名
 副 幹 事 長 2名

 常任 幹 事 各 卒業 生 年 次 若 干 名
 幹 事 若 干 名
 会 計 2名

 会 計 監 査 2名

- 1 幹事は総会において正会員中より選出する 但し新年度正会員より選出される幹事は此の限りでない
- 2 幹事の互選により常任幹事をきめ会長これを委嘱する
- 3 会長、副会長は常任幹事会より総会に於いてこれを承認し、幹事長、副幹事長、会計、会計監査は幹事中より選 出する
- 4 役員の任期は2ケ年とし再任を妨げない欠員を補充する為選ばれた役員の任期は前任者の残任期間とする なお任期満了後といえども後任者決定までは前任者が引続き事務を掌務する
- 第6条 本会の各役員の任務は下記のとおりとする
  - 1 会長は会務を総撹する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその責務を代行する
  - 2 常任幹事は幹事長を補け本会運営の常務を処理する
  - 3 その他の役員は会長の命を受けそれぞれ会務を掌務する
- 第7条 本会に名誉会長を1名おく

名誉会長には現職の墨田川苫校長を推戴する

第8条 本会に顧問を若干名おく

顧問には特別会員中より役員会の決議を経た者および正会員中より会長が推薦し役員会において承認した者をあてる。本会に相談役を若干名おく、相談役は常任幹事を兼ねることが出来る、相談役は正会員より 会長が推薦し役員会に於いて承認した者をあてる

第9条 名誉会長および顧問は会長の諮問に応じ又役員会に出席して意見を述べることが出来る 相談役は常任幹事会に出席し意見を述べることが出来る

第3章 会議および事業

- 第10条 本会の会議は総会および役員会とし、総会は会長が議長となり役員会は幹事長が議長となる
- 第11条 本会は毎年1回総会を開き会計、事務を報告審議する
- 第12条 本会は役員会の決議を経て臨時総会を開くことが出来る
- 第13条 本会は適当な方法を以って会務の報告および会員の消息を通知し(名簿の発行など)又会員相互の為集会、 出版其の他本会の目的達成の為必要なる事業を役員会の決議を経て行う

第4章 会 計

- 第14条 本会の会計年度は毎年7月1日より翌年6月末日までとする
- 第15条 本会の経費は下記を以って充てる

1 入会金

4 利子

2 会費

5 寄附金

3 繰越金

6 雑収入

第5章 雑 則

- 第16条 本会の会則は役員の決議を経て総会に於て変更することが出来る
- 第17条 本会に地方支部を置くことが出来る 但しこの場合は予め役員の承認を必要とする 支部規約は別に定める